

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	北見赤十字病院 麻酔医控室拡張工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社光和 北見支店 北海道北見市西三輪6丁目1番2号	1,889,976円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
2	北見赤十字病院 中央監視システム延命修繕工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年4月1日	ジョンソンコントロールズ株式会社 北海道支店 北海道札幌市中央区北4条東2丁目8-2	40,700,000円	契約業者は、当該機器のメーカーであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字会計規則第36条第4項)	
3	北見赤十字病院 冷温水発生機 ガス流量計更新工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社アイテック 北海道北見市北4条東4丁目3番地	1,122,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
4	メッセンジャー業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条東2丁目2番地	令和6年4月1日	株式会社シーエスエス 北海道北見市高栄西町3丁目5番7号	月額 928,000円	業務委託にかかる仕様書の再検討が必要な状況であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
5	住友重機工業株式会社 製サイブリス(HM-12)の運転及び日常保守管理業務	事務部 施設課 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年4月1日	住重加速器サービス株式会社 東京都品川区大崎1-17-6	月額 927,000円	契約業者は、専門的な知識・技術を持っており、代用がきかないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
6	北見赤十字病院 警備業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	太平ビルサービス株式会社 釧 路支店 釧路市幸町6丁目1番6号	月額 1,995,000円	契約業者は、院内暴力対応マニュアルの改訂に病院と協力して取り組み、今後その運用の検証に共同して取り組んでいくことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
7	北海道立北見病院 警備業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	太平ビルサービス株式会社 釧 路支店 釧路市幸町6丁目1番6号	月額 1,060,000円	契約業者は、院内暴力対応マニュアルの改訂に病院と協力して取り組み、今後その運用の検証に共同して取り組んでいくことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	北海道立北見病院分
8	医事業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額 10,516,000円	契約業者は、従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
9	北海道立北見病院 医事業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額 1,703,000円	契約業者は、従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	北海道立北見病院分
10	超電動磁気共鳴断層撮影装置保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社常光 北海道北見市清月町3-4	年額 29,370,000 円	契約業者は、本システムの導入業者及び保守請負業者となっているため、当該業務の仕様を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
11	放射線治療装置保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社常光 北海道北見市清月町3-4	月額 3,960,000円	契約業者は、本装置及びシステムの保守業務の納入業者・代理店のみの対応であり緊急の性質及び目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条4号)	
12	X線一般撮影装置保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社常光 北海道北見市清月町3-4	年額 18,194,000円	契約業者は、本システムの導入業者及び保守請負業者となっているため、当該業務の仕様を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
13	全自動輸血検査装置 オーソビジョン保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年4月30日	大槻理化学株式 北海道北見市御町1丁目6番地2	年額 1,100,000円	契約業者は、本装置の保守業務は機器を納品した業者のみの対応であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
14	本館救急病棟ネットワークカメラ設備増設工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条東2丁目4番地	令和6年5月7日	萬年通信工業株式会社 北海道北見市とん田西町296番地12	2,068,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
15	北見赤十字病院 発着信履歴サーバ更新工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年5月8日	北原通信株式会社 北海道帯広東9条南14丁目2番地	4,066,700円	契約業者は、電話交換機と同メーカー(OKI)である必要があり、保守契約を締結している業者で実施することで円滑な業務遂行が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字会計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
16	画像処理ユニット修理 Console Advance修理業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年5月23日	株式会社常光 北海道北見市清月町3-4	8,866,000円	契約業者は、本装置の導入業者であり、装置状況を熟知していることにより適切な業務実施が可能な業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
17	医療情報システム保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年6月1日	株式会社ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目6番地1号	月額 2,769,030円	契約業者は、本システムの導入業者及び保守請負業者となっているため、当該業務の仕様を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
18	ガス整圧器本体交換工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条東2丁目5番地	令和6年6月7日	北海道ガス株式会社 北海道北見市北7条東1丁目1-1	1,048,300円	予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号)	
19	白内障手術装置修理 CENTURION修理業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年6月12日	株式会社竹山 北海道北見市本町5丁目4番地10号	1,210,000円	契約業者は、本装置の導入業者であり、装置状況を熟知していることにより適切な業務実施が可能な業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
20	核医学診断装置保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年6月12日	GEヘルスケア・ジャパン株式会社 東京都日野市旭が丘4-7-127	年額 5,372,400円	契約業者は、本装置の導入業者及び保守請負業者のため、当該業務の仕様を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
21	超音波診断装置修理 Voluson E8修理業務 (高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年6月18日	株式会社ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	2,970,000円	契約業者は、本装置の導入業者であり、装置状況を熟知しており、適切な業務実施が可能な業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
22	ポータブルX線撮影装置修理 MOBILETT XP Hybrid修理業務 (高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年6月19日	株式会社常光 北海道北見市清月町3-4	1,300,000円	契約業者は、本装置の納入業者で有り、装置状況を熟知していることにより適切な業務実施が可能な業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため	
23	冷水2次ポンプPC-3-1 整備工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目6番地	令和6年6月20日	株式会社アイテック 北海道北見市北4条東4丁目4番地	1,155,000円	契約業者は、予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条)	
24	診療費自動精算システム保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年6月27日	北海道グローリー株式会社 北海道札幌市中央区13条西17 丁目1番45号	年額 2,161,500円	契約業者は、本システムの導入業者及び保守請負業者となっているため、当該業務の仕様を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
25	超音波診断装置修理 LOGIQ P9(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年6月28日	株式会社ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	1,121,560円	契約業者は、本装置の導入業者であり、装置状況を熟知しており、適切な業務実施が可能な業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
26	低温プラズマ滅菌装置保守契約	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年7月29日	株式会社ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	年額 1,232,000円	契約業者は、本装置の導入業者及び保守請負業者のため、当該業務の仕様を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
27	高压蒸気滅菌装置修理 VSCR-K09W修理業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年9月6日	株式会社ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,089,000円	契約業者は、本装置の導入業者であることに加え、装置状況を熟知しており、適切な業務実施が可能な業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
28	エアウェイマネジメントモバイルスコープ修理 MAF-TM2修理業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年10月15日	株式会社ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,551,000円	契約業者は、本装置の導入業者であることに加え、装置状況を熟知しており、適切な業務実施が可能な業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第36条第4項)	
29	無停電電源装置及び直流電源装置 保全整備	事務部 施設課 北海道北見市北6条東2丁目7番地	令和6年10月18日	株式会社北海道ジーエス・ユアサービス 北海道札幌市白石区菊水7条2丁目8番13号	4,400,000円	契約業者は、当該機器のメーカーであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字会計規則第36条第4項)	
30	硬性尿管鏡ウレテロレンスコープ修理 8708.534修理業務(高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条東2丁目1番地	令和6年10月28日	株式会社ムトウ 北海道北見市御町3丁目5番地2	1,114,850円	契約業者は、本装置の導入業者であることに加え、装置状況を熟知しており、適切な業務実施が可能な業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第36条第4項)	